

一般事業主行動計画の公表について

次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画について

職員が仕事と家庭を両立させることができ、職員全員が働きやすい環境を作ることによって、すべての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、一般事業主行動計画を策定する。

社会福祉法人士佐清風会一般事業主行動計画

1. 計画期間 令和6年9月1日～令和11年3月31日までの4年6ヶ月

2. 内容

目標1：労働者が子どもの看護のための休暇について、始業の時刻から連続せず、かつ、終業の時刻まで連続しない時間単位での取得を認める等より利用しやすい制度の導入。

対策

① 令和6年9月～

育児介護休業等に関する研修を1年に1回以上実施し、育児介護休業について職員が理解できるような制度作りを行う。

② 令和6年9月～

法改正等に伴う規則の改正について、その都度周知を図る。

③ 令和7年4月～

職員に周知する。

目標2：年次有給休暇の取得の促進のための措置の実施

対策

① 令和6年9月～

年次有給休暇取得の現状を把握する。

② 令和6年9月～

業務管理委員会等で現状を報告し、取得促進策を検討する。

③ 令和7年4月～

取得状況を取りまとめ、隨時取得体制の見直しを図る。